

花で彩る「清流の国ぎふ」県民会議設置要綱

(設置)

第1条 岐阜県花きの振興に関する条例第8条に基づき、花きの振興に関する施策について、広く県民の意見を反映し、県民と一体となって花きの振興を図るため、花で彩る「清流の国ぎふ」県民会議(以下「県民会議」という。)を設置する。

(聴取事項)

第2条 県民会議においては、花きの振興に関し、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 花きの振興に関する条例第8条に基づく振興計画の策定に関する事。
- (2) 県民の生活への花きの活用に関する施策の立案、事業の実施に関する事。
- (3) 花きでのおもてなしに関する施策の立案、事業の実施に関する事。
- (4) その他花きの振興に関する事。

(組織)

第3条 県民会議は、委員35名以内で組織する。

- 2 委員は、花き振興をあらゆる角度から進めるという観点から、知事が選任する。
- 3 県民会議に座長を置き、委員のうちから互選する。
- 4 座長は、会議の進行を行う。
- 5 座長は、座長代理を指名することができる。
- 6 座長代理は、座長を補佐し、座長に事故あるとき、又は座長が欠けたときはその職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。

- 2 委員は、再任することができる。

(会議)

第5条 県民会議は、知事が招集する。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 県民会議の事務局は、岐阜県農政部農産園芸課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、県民会議の事務の運営上必要な事項は、知事が定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月23日から施行する。